

泉大津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

泉大津市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、泉大津市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）の改正法が令和5年4月1日に施行されることとなり、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定することが義務付けられた。

泉大津市においては、市域が狭隘で、かつ、全域が市街化区域であり、農地面積もわずかではあるが、昨今、食の安定確保や安全・安心に関する意識の高まり、また、災害時における農地の有用性が認識される中、農地が農地として保全されるような取り組みが求められており、市や関係機関との連携を推進し、その地域特性を活かしながら都市農業の振興を図り、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、泉大津市農業委員会の指針として、目標と推進方法及び評価方法を以下のとおり定める。

第2 目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止について

現在、遊休農地として確認した農地は存在しない。

今後においても遊休農地を発生させないことを目標とし、そのための取り組みとして、市、JA等の関係機関と連携しながら、農業委員の日々の見回り活動及び農地パトロール（利用状況調査）を行うことにより遊休農地の発生を防止する。

2. 農業委員研修会等の開催

農業委員研修会を年間1回程度開催するとともに、農業委員相互が市内農地の状況等について意見交換を行うことにより、農業委員としての見識

の向上を図る。

3. 農地の保全

本市は全城市街化区域であるが、食の安定確保や安全・安心に対する意識の高まり、災害時における農地の有用性が認識される中、市も積極的に食糧の安定的確保に関する取り組みを行っており、農地が引き続き農地として利用されるよう市や関係機関と連携を図る。

4. その他

この指針の達成状況について年1回程度確認するとともに、原則として、農業委員会の委員の改選ごとに見直しを行う。ただし、年度途中であっても農業委員会にて見直しが必要とされた場合は、随時、見直しを行うことができるものとする。